

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人うちの館
団体所在地	奈良県五條市近内町 526 番地
活動の開始年月	平成 15 年 5 月
法人格	<input type="radio"/> あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成 16 年 11 月 25 日 所轄：奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり ⑤. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 ⑧. 学術 ⑨. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	登録有形文化財「藤岡家住宅」・五條市
現在の活動内容	<p>国の登録有形文化財である「藤岡家住宅」には江戸時代～昭和にかけて地域の歴史や文化を伝える資料が数多く残されています。この建築物を当主が修復し、当法人の管理・運営により平成 20 年 11 月 11 日に開館。所蔵資料を整理・調査して一般に公開 (3 ヶ月毎に展示会) しています。コロナ禍を経てイベントは学校教育と連携した「子ども俳句教室」「むかしのくらし見学」のみにとどめ、現在は当館所蔵資料の調査・研究・展示と五條市の歴史・民俗資料の調査・研究・普及。それらを観光資源として活用することが主な活動となりました。五條市広報に歴史コラム連載、『新五條市史』編纂・編集活動 (本年度『文学・文芸編』刊行予定)。講演やテレビ、ビデオ、ラジオなどのメディアを通じて広報活動を行っています。</p> <p>個人会員数 53 人 : 団体会員 1 団体 : 専従職員 4 人</p>
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	<p>市立五條文化博物館指定管理事業 (平成 23 年度～平成 28 年度)。地域観光地図作成 (平成 23 年度/奈良県と協働)・(令和 5 年度/五條市と協働)。聞き取り調査データにより新しく発見された伝承・昔話をパネル展示 (令和 5 年度/五條市と協働)。伝承バスツアー開催 (令和 4 年度/五條地域商社と協働)。JR 五條駅前観光案内所でレンタサイクル事業 (平成 21 年度～/五條市と協働) 講演会活動 (平成 20 年度より多数/五條市・五條市教育委員会・大阪大学など)</p> <p>平成 28 年 10 月 13 日「全国過疎地域自立促進連盟会長賞」 平成 29 年 11 月 20 日「地方自治法施行 70 周年記念 総務大臣表彰」</p>
寄附者への PR (寄付を利用して取り組みたい活動内容)	<p>当館では所蔵資料を修復しスキャンした上でデータ化し、集積した情報を手作りの冊子にまとめるという作業を進めています。また、研究者や、観客や生徒たちに実際に手にとって読めるように和綴の本を作成しています。すべて館内の印刷機を用いた手作りですが、冊子とするためには、通常事務に用いるコピー用紙のほかに厚手の用紙や、簡易な製本用具も必要となります。地域の歴史資料、民俗資料などの保存と次世代への継承のため、この事業を進めていきたいと願っていますので、ぜひ、寄付のご協力をお願い致します。</p>

(様式第3号)

平成5年11月12日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名：特定非営利活動法人うちの館

役 職 名	氏 名	住 所
理事長	藤 岡 宇 太 郎	[Redacted]
副理事長	柴 田 知 啓	
副理事長	播 本 廣 嗣	
副理事長	平 尾 雅 信	
理事	河 崎 純 子	
理事	上 山 保 見	
理事	近 倉 利 雄	
理事	神 田 憲 明	
監事	上 辻 庄 司	
監事	福 井 絢 子	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人うちのの館定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人うちのの館という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県五條市近内町526番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は五條市民をはじめ一般の人達に対して、明治期の建築である登録有形文化財藤岡家住宅を拠点に文化、芸術及び観光などを通して多様な交流活動をはかるための事業等を行い、様々な情報やノウハウの発信源となるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 文化教育推進事業
 - ② 地域交流館事業
 - ③ 地域観光振興事業
 - ④ 地域文化財に関する調査・研究事業
 - ⑤ 民俗資料館事業
 - ⑥ 自然環境学習推進事業
 - ⑦ 地区来訪者のための休憩施設運営事業
- (2) その他の事業
 - ① 貸し会場事業
 - ② 物品販売事業
 - ③ 飲食提供事業



- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(脱会)

第10条 会員は、理事長が別に定める脱会届を理事長に提出して、任意に脱会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。



第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、一人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関しての不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。



(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項



(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決項目は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第39条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなします。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。



(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の議決があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行にかんする事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を



もって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入



(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない理由が生じた時は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。



(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において決めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。



第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日（平成16年12月15日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田 中 修 司
副理事長	山 本 陽 一
副理事長	益 田 吉 博
副理事長	河 崎 眞 九 彌
理事	藤 岡 宇 太 郎
理事	藤 岡 昭 彦
理事	柴 田 知 啓
理事	西 尾 彦 和
理事	村 井 洋 宝
理事	中 谷 薫 男

監事	福 井 正 三
監事	中 巖

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から17年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業企画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	(個人)	入会金	3,000円	年会費	3,000円
	(企業)	〃	10,000円	〃	10,000円
	(団体)	〃	10,000円	〃	10,000円
(2) 賛助会員	(個人)	〃	2,000円	〃	2,000円
	(企業)	〃	5,000円	〃	5,000円
	(団体)	〃	5,000円	〃	5,000円



令和4年度活動（事業）報告書

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

特定非営利活動法人 うちの館

1 活動（事業）の成果

活動（事業）報告

令和4年度は、地域資料の調査・研究・展示を中心に活動した。イベントは五條ロータリークラブ主催の「藤岡家子ども俳句教室」のみとしたが、五條市立西吉野農業高校生徒による薬木の植樹、プレゼンテーションの場の提供、市内小学校生徒の地域教育の場として、充実した活動ができた。

また、令和5年に160年となる天誅組大和義挙については、これまでその存在が明確にされていなかった書物などが藤岡家に所蔵されていたため、それらを読み解き、展示、講演活動等で公開することによって、新しい視点の提供がなされたと考えている。

五條市は『万葉集』の歌に詠まれた歴史ある土地であり、昭和20年代より犬養孝博士らによりその存在は有名であったが、それ以降、樞原考古学研究所、五條文化博物館による、考古学上の発掘調査により市内を通った万葉古道の存在が明確となり、万葉歌と万葉歌碑の価値が改めて見直されることとなったため、五條市に提案し、万葉古道と考古学的資料、及び地域の伝承を歩く地図（JR五條駅～JR北宇智駅間）の作成に至った。

新版『五條市史』編纂事業に編纂委員、文学・文芸編部会長として平成30年より参加し、令和6年度には、第1冊『文学文芸編』の刊行を予定している。特に西吉野・大塔地区合併によって得た新しい資料に重点をおいた『文学・文芸編』を編集し、昭和59年に行われた聞き取り調査によって得た昔話が魅力的であるため、7月には五條地域商社が「五條の伝承」をテーマのモニターツアーを企画。帝塚山大学の協力により、奈良県北部地域の参加者が集まり、大きな収穫を得た。

また、この昔話を中心に、旧五條地域の昔話を加えた10編で「五條のやさしいものがたり」を作成し、五條市観光振興課がパネルにして新しい五條市庁舎玄関ホール内で展示した。

開館15年を迎え、当館の活動が各方面よりの協力を得て、少しずつではあるが、地域に馴染んできたのではないかと感じている。

なお令和4年11月発行『全国博物館園職員録』（日本博物館協会）に種別（郷土博物館）「登録有形文化財藤岡家住宅」として記載された。

（文化教育推進事業）

地域教育活動

五條市広報誌「広報五條」（毎月1日発行）「まなびのひろば」のコラム欄では、「文学・文芸作品に見る五條」をテーマに、優れた文学・文芸作品に描かれた五條の風土や、五條に生きた人々の生活風景を紹介した。

五條市主催「にぎわいフェス」に参加。市立西吉野農業高校と共同のプレゼンテーションを行った。

「五條ロータリークラブ主催による藤岡家子ども俳句教室」を、五條市立東小学校と市立北宇智小学校の2校の児童生徒を対象に開催。市内の小学校生徒による学校見学があった。

展示

藤岡家所蔵の法隆寺資料、天誅組資料を中心に展示した。

（広報活動）

会報「うちの館通信」（年4回）発行。「五條市広報」に毎月歴史コラム「うちの館から」を掲載。FM五條放送。そのほか、新聞各紙、奈良県公式アプリ、奈良テレビ放送ニュース等で報道をおこなった。

NHK「ならナビ」で、吉田真人アナウンサーが藤岡家のピアノを演奏（7月20日）。映像作家保山耕一氏が藤岡家の古時計の音を収録して映像化（8月31日撮影）など。

（地域交流館事業）

・4月3日、子どもたちにお菓子を配る伝統行事「ひなあらし」参加。

・グラウンドゴルフ場を開放。

・町内の集会場として、米倉を利用して頂いている。

（自然環境推進事業）

庭園の美化及び敷地内の植生の整理を進め、庭内の古梅をはじめとする季節の植物を地域来訪者に楽しんでもらった。

（地域文化財に関する調査）

・近内御霊神社に残る天誅組資料について調査。

・所蔵資料から地域の万葉古道を策定。

・所蔵文書類、地図に残る江戸時代～昭和の地域資料を米倉内でスキャンし、データ化を進めている。

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	活動(事業)内容	実施月日	事業場所	従事者の人数	受益対象者数	支出額(千円)
文化教育推進事業	(所蔵資料の調査・保存・展示) ●4月1日～6月18日「法隆寺関連資料14」展 ●7月1日～9月17日「硯を見る」展 ●10月1日～12月23日「幕末の人々① 公武合体160年」展 ●令和5年1月9日～3月22日「うさぎとし」展 ●「幕末の人々②天誅組160年」展	通年	藤岡家住宅	4名	600名	
	(市内生徒の地域教育活動) ●第15回五條ロータリークラブ主催「藤岡家子ども俳句教室」 ●市内小学校の見学 西吉野農業高校 植林とプレゼンテーション	11月4日 11月9日 6月25日 9月30日		3名 4名 3名 2名	47名 15名 5名 6名	47
	(五條市歴史文化調査・研究・普及活動) ●『新・五條市史』編纂 ●「五條市広報」に歴史コラム連載 ●「うちのの館通信」発行 ● テレビ・ラジオ・新聞を通じての資料紹介	通年 毎月1日 季刊		1名 1名 2名 2名		
	地域交流館事業	●ひなあらし ●グラウンドゴルフ場を地域の人に開放 ●米倉を地域の集会場と秋祭り祭事具保存のために提供 ●FM五條で地域の魅力をラジオ放送 NHK「ならナビ」で、吉田真人アナウンサーが藤岡家のピアノを演奏。 映像作家保山耕一氏が藤岡家の古時計の音を収録して、映像化「時の雫」。		4月3日 通年 毎週 7月20日 9月		70名
自然環境学習推進事業	●駐車場北部竹林の整備 ●庭園内の樹木の整備	通年		1名		
地域文化財に関する調査・研究事業	●藤岡家内で発見された地域の文書、書籍、地図などのデータ保存	通年		1名		
民俗資料館事業	●民具の整理、保存、地域伝承のデータ化	通年		2名		
地域観光振興事業	●レンタルサイクル事業	通年		2名		1211
地区来訪者のための施設運営事業	●金剛登山者に休憩場所(トイレ利用など)。地図・時刻表の提供。ダイヤモンドトレールの紹介。 ●地図「五條万葉ちよこつと散歩」作成	通年 9月27日		2名		
計						4965

その他の事業

貸し会場事業	各種会議・お茶会・句会・講演会などの利用	通年	藤岡住 家宅	4名		
物品販売事業	地域の食品の販売 書籍・布製品などの販売	通年		2名		27
飲食提供事業	喫茶提供所の常設 館内食事の提供	通年		2名		35
計						62

法人名： 特定非営利活動法人うちの館

活動計算書

令和4年 4月 1日 ~ 令和5年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の 事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	177,000	0	177,000
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	2,673,000	0	2,673,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	0
受取補助金		0	0
4. 事業収益			
文化教育推進事業収益	70,000	0	70,000
地域交流館事業収益	165,800	0	165,800
地域観光振興事業収益	1,159,400	0	1,159,400
地域文化財に関する調査・研究事業収益	0	0	0
民俗資料館事業収益	0	0	0
自然環境学習推進事業収益	0	0	0
地区来館者のための休憩施設運営事業収益	0	0	0
貸し会場事業収益	0	3,000	3,000
物品販売事業収益	0	50,788	50,788
飲食提供事業収益	0	41,920	41,920
5. その他収益			
受取利息	37	0	37
雑収益	1,120	0	1,120
経常収益計	4,246,357	95,708	4,342,065
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	2,445,352	0	2,445,352
法定福利費	261,114	0	261,114
賃金	1,025,000	0	1,025,000
人件費計	3,731,466	0	3,731,466
(2)その他経費			
諸謝金	10,000		10,000
会議費	0	0	0
消耗品費	88,098	0	88,098
光熱水費	354,271	0	354,271
通信費	168,865	0	168,865
保険料	5,000	0	5,000
修繕費		0	0
印刷費	66,497	0	66,497
委託費	21,000	0	21,000
広告費	0	0	0
手数料			0
ボランティア費	0	0	0
売上原価	0	62,991	62,991
減価償却費	520,444		520,444
雑費		0	0

その他経費計	1,234,175	62,991	1,297,166
事業費計	4,965,641	62,991	5,028,632
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
賃金	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
諸謝金	30,000	0	30,000
租税公課費		0	0
通信費	13,650	0	13,650
燃料費		0	0
保険料	20,000	0	20,000
修繕費		0	0
手数料	5,537	0	5,537
借上料(リース)	165,666	0	165,666
委託費	463,040	0	463,040
消耗品費	16,180	0	16,180
諸会費	10,000	0	10,000
印刷費	0	0	0
会議費	0	0	0
雑費	25,011	0	25,011
その他経費計	749,084	0	749,084
管理費計	749,084	0	749,084
経常費用計	5,714,725	62,991	5,777,716
当期経常増減額	△ 1,468,368	32,717	△ 1,435,651
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
3. 債務免除益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除去損	0	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0	0
3. 雑損益	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 1,468,368	32,717	△ 1,435,651
前期繰越正味財産額	8,721,500	442,012	9,163,512
次期繰越正味財産額	7,253,132	474,729	7,727,861

法人名： 特定非営利活動法人 うちの館

貸借対照表

令和5年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	185,381		
普通預金	3,589,852		
未収金	10,800		
流動資産合計		3,786,033	
2. 固定資産			
建物	4,014,773		
車両運搬具	3		
器具・備品	14		
固定資産合計		4,014,790	
資産合計			7,800,823
II 負債の部			
1. 流動負債			
借入金	0		
未払金	46,656		
預り金	26,306		
流動負債合計		72,962	
2. 固定負債			
役員借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			72,962
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		9,163,512	
当期正味財産増減額		△ 1,435,651	
正味財産合計			7,727,861
負債及び正味財産合計			7,800,823

法人名: 特定非営利活動法人うちのの館

財産目録

令和5年

3月

31日現在

(単位:円)

科目・摘要	金額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	185,381
紀陽銀行	3,589,852
未収金	10,800
流動資産合計	3,786,033
2. 固定資産	
建物	4,014,773
車両運搬具	3
器具・備品	14
固定資産合計	4,014,790
資産合計	7,800,823
II 負債の部	
1. 流動負債	
借入金	0
未払金	46,656
預り金	26,306
流動負債合計	72,962
2. 固定負債	
役員借入金	0
固定負債合計	0
負債合計	72,962
正味財産	7,727,861